

2026年6月5日

各 位

会 社 名 センス・トラスト株式会社
(コード番号 490A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 今中 康仁
問合せ先 取締役 CFO 山下 竜一郎
T E L 06-4792-7158
U R L <https://sense-trust.co.jp/>

定款一部変更及び監査役会設置並びに会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を2026年6月29日開催予定の第7期定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 定款変更の目的

①目的の追加について

当社は、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

②監査役会の設置について

当社は、前事業年度（2026年3月期）末において、負債の部に計上した額の合計額が200億円以上となり、会社法第2条第6項に定める「大会社」に該当することとなりました。これに伴い、同法第328条第1項の規定に基づき監査役会の設置が義務付けられることから、新たに社外監査役を含む監査役会による監査体制を構築すべく、監査役会設置会社へ移行するものであります。これに伴い、監査役会および監査役に関する規定の新設ならびに所要の変更を行うものであります。

③会計監査人の設置について

当社は、上記のとおり当事業年度末において会社法上の「大会社」に該当することとなり、同法第328条第1項の規定に基づき会計監査人の設置が義務付けられることから、適正な会計監査による財務情報の信頼性を確保し、かつ会計に関する内部統制を一層強化するため、会計監査人を設置するものであります。これに伴い、会計監査人に関する規定を新設するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容については、【別紙】のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月29日

定款変更の効力発生日 2026年6月29日

2. 会計監査人選任の件

当社は、現在監査法人アヴァンティアにより、東京証券取引所の規則に基づいて監査を受けておりますが、上記の理由及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、会計監査人設置会社に移行するものです。会計監査人には、監査法人アヴァンティアが就任する予定です。

監査法人アヴァンティアを会計監査人候補とした理由は、同監査法人が、当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性、監査品質の確保、監査計画及び監査体制の適切性を有しており、会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を整えているためであります。なお、本件は上記「定款一部変更の件」が第7期定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

(1) 会計監査人候補者の名称等

名称	監査法人アヴァンティア		
主たる事務所の所在場所	東京事務所：東京都千代田区三番町3番地8 大阪事務所：大阪府大阪市中央区安土町2丁目3-13 福岡事務所：福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 札幌事務所：北海道札幌市中央区北4条西4丁目1-7 名古屋事務所：愛知県名古屋市中村区名駅3丁目28-12		
沿革	2008年5月 設立		
概要	資本金	65百万円	
	構成人員		
	社員	22名	
	公認会計士	89名	
	公認会計士試験合格者	77名	
	その他	57名	
	合計	245名	
	関与上場会社数	54社	

(2) 就任年月日

2026年6月29日 第7期定時株主総会開催日

以上

【別紙】 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～ 7. (条文省略)	1. ～ 7. (現行どおり)
(新設)	<u>8. 不動産特定共同事業法に基づく事業</u>
(新設)	<u>9. クラウドファンディング事業</u>
<u>8.</u> (条文省略)	<u>10.</u> (現行どおり)
第 3 条 (条文省略)	第 3 条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機 関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関 を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査役
(新設)	<u>(3) 監査役会</u>
(新設)	<u>(4) 会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条～第 12 条 (条文省略)	第 6 条～第 12 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 13 条～第 18 条 (条文省略)	第 13 条～第 18 条 (条文省略)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 19 条～第 30 条 (条文省略)	第 19 条～第 30 条 (条文省略)
第 5 章 監査役	第 5 章 監査役 <u>及び監査役会</u>
第 31 条～第 33 条 (条文省略)	第 31 条～第 33 条 (現行どおり)

	(新設)	<u>(監査役会の招集手続き)</u> 第 34 条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。 ② 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる ③ 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
	(新設)	<u>(監査役会の決議方法)</u> 第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
	(新設)	<u>(監査役会の議事録)</u> 第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。
第 34 条	(条文省略)	第 37 条 (現行どおり)
	(新設)	<u>(監査役会規程)</u> 第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
(監査役の責任免除) 第 35 条	(条文省略)	(監査役の責任免除) 第 39 条 (現行どおり)
	(新設)	<u>第 6 章 会計監査人</u>
	(新設)	<u>(会計監査人の選任)</u> 第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
	(新設)	<u>(会計監査人の任期)</u> 第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の

	<p>決議がなされなかったときには、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p>第 42 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>会計監査人の責任免除</u>)</p> <p>第 43 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の会計監査人（会計監査人であった者を含む）の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p> <p>第 36 条～第 39 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 章 計 算</p> <p>第 44 条～第 47 条 (現行どおり)</p>
<p>第 7 章 附 則</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 8 章 附 則</p> <p>第 48 条 (現行どおり)</p>